

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

# 福 島 県 報

## 目 次

- 大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件二件 三三
- 保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知があった件 三三
- 随意契約の相手方を決定した件二件 三六
- 大規模小売店舗立地法による廃止の届出があった件 三七
- 一般競争入札を行う件 三七

## 告 示

### 福島県告示第五百四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により第六条第一項の変更の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和四年七月十二日から同年八月十二日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県南地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び白河市産業部商工課に備え置いて縦覧に供する。

令和四年七月十二日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地  
ヨークタウン白河横町 福島県白河市横町一四番ほか
- 二 法第八条第一項の規定により白河市から聴取した意見の概要  
意見なし。
- 三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要  
意見書の提出なし

（商業まちづくり課）

### 福島県告示第五百五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により第六条第一項の変更の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和四年七月十二日から同年八月十二日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県南地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び白河市産業部商工課に備え置いて縦覧に供する。

令和四年七月十二日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地  
ヨークタウン白河横町 福島県白河市横町一四番ほか
- 二 法第八条第一項の規定により白河市から聴取した意見の概要  
意見なし。
- 三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要  
意見書の提出なし

（商業まちづくり課）

### 福島県告示第五百六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和四年七月十二日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
大沼郡会津美里町東尾岐字淵ノ上七八五の一、七八七二  
保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 二 変更後の指定施業要件  
（一）立木の伐採の方法  
（1）主伐に係る伐採種は、定めない。  
（2）主伐として伐採をすることができるとする立木は、会津美里町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
（3）間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
（二）立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- 二 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
大沼郡会津美里町東尾岐字西沢八五六一  
保安林として指定された目的

- 3 変更後の指定施業要件
  - (一) 立木の伐採の方法
    - (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、会津美里町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (二) 立木の伐採の限度
    - 次のとおりとする。
- 三1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
  - 大沼郡会津美里町東尾岐字西沢八五六二
  - 保安林として指定された目的
  - 土砂の流出の防備
- 2 変更後の指定施業要件
  - (一) 立木の伐採の方法
    - (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、会津美里町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (二) 立木の伐採の限度
    - 次のとおりとする。
- 四1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
  - 大沼郡会津美里町東尾岐字西沢八五六三
  - 保安林として指定された目的
  - 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
  - (一) 立木の伐採の方法
    - (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、会津美里町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (二) 立木の伐採の限度
    - 次のとおりとする。
- 五1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
  - 大沼郡会津美里町八木沢字南沢五八七四の一、五八七四の二
  - 保安林として指定された目的
  - 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
  - (一) 立木の伐採の方法

- 六1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
  - 大沼郡会津美里町氷玉字道所山甲二六二五
  - 保安林として指定された目的
  - 土砂の流出の防備
- 2 変更後の指定施業要件
  - (一) 立木の伐採の方法
    - (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、会津美里町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (二) 立木の伐採の限度
    - 次のとおりとする。
- 七1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
  - 大沼郡会津美里町荻窪字木通平二二六五の一、二二六五の二、字大石越度二二三四の二から二二三四の四まで、二二三四の七、二二三四の二から二二三四の二五まで、字白ヶ森二二二二六の一から二二二二六の七まで、二二二二七から二二二二八まで、字宇名太郎二二二二〇の一から二二二二〇の八まで、二二二二〇の二〇、二二二二〇の二二、二二二二一、二二二二二、二二二二四の一、二二二二四の二、字長延畑二二二二四の一、二二二二四の二、二二二二五の一、二二二二五の二、二二二二五の四から二二二二五の六まで、字芹ヶ沢二二二二二の一、字中ノ口二二二二二の一から二二二二二の四まで、蛇喰字川向一六九の一から一六九の四まで、一六九の九、一七一、一七二、字品窪一八二の一、一八二の二、一八二の四、一八二の五、一八二の九、一八二の一八から一八二の二五まで、松沢字外出猿合二七五三の一、二七五三の二、字苧畑沢二七五四から二七六〇まで、字大千坊二七四八から二七五〇まで、二七五一の一、字下り萱二七五二の一、二七五二の二、松岸字真那板倉二二二六九
- 2 保安林として指定された目的
  - 水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
  - (一) 立木の伐採の方法
    - (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、会津美里町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (二) 立木の伐採の限度
  - 八 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
大沼郡会津美里町氷玉字道所山甲二六一六、甲二六一九、甲二六二二から二六二四  
四まで
  - 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
  - 3 変更後の指定施業要件
    - (一) 立木の伐採の方法
      - (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
      - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、会津美里町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (二) 立木の伐採の限度
      - 次のとおりとする。
- 九 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
大沼郡会津美里町氷玉字道所山甲二六一七
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
  - (一) 立木の伐採の方法
    - (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、会津美里町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (二) 立木の伐採の限度
    - 次のとおりとする。
- 十 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
大沼郡会津美里町氷玉字道所山甲二六二〇
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
  - (一) 立木の伐採の方法
    - (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、会津美里町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (二) 立木の伐採の限度
    - 次のとおりとする。

- 十一 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
大沼郡会津美里町佐賀瀬川字家ノ下三八九二の四、四六八七の三
  - 2 保安林として指定された目的  
土砂の崩壊の防備
  - 3 変更後の指定施業要件
    - (一) 立木の伐採の方法
      - (1) 主伐は、択伐による。
      - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、会津美里町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (二) 立木の伐採の限度
      - 次のとおりとする。
  - 十二 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
大沼郡会津美里町上平字南沢一九四〇の口、一九七三
  - 2 保安林として指定された目的  
土砂の崩壊の防備
  - 3 変更後の指定施業要件
    - (一) 立木の伐採の方法
      - (1) 主伐は、択伐による。
      - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、会津美里町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (二) 立木の伐採の限度
      - 次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び会津美里町役場に備え置いて縦覧に供する。)
- (森林保全課)

公 告

**公告第160号**

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県情報通信ネットワークシステムハウジングサービスの委託について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

令和4年7月12日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量  
福島県情報通信ネットワークシステムハウジングサービス 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地  
福島県企画調整部情報統計総室デジタル変革課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
令和4年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
東日本電信電話株式会社 東京都新宿区西新宿三丁目19番2号
- 5 随意契約に係る契約金額  
50,812,300円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約とすることとした理由  
特例政令第11条第1項第2号該当

(デジタル変革課)

**公告第161号**

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県情報通信ネットワークシステム保守運用管理業務の委託について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

令和4年7月12日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量  
福島県情報通信ネットワークシステム保守運用管理業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地  
福島県企画調整部情報統計総室デジタル変革課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
令和4年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
東日本電信電話株式会社 東京都新宿区西新宿三丁目19番2号
- 5 随意契約に係る契約金額  
455,400,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約とすることとした理由  
特例政令第11条第1項第2号該当

(デジタル変革課)

## 公告第百六十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第五項の規定により、大規模小売店舗の廃止について次のとおり届出があった。  
令和四年七月十二日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
辰巳屋ビル 福島県福島市栄町五番一号
- 二 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計  
一万五千六百八十三平方メートル
- 三 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計  
零平方メートル
- 四 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が千平方メートル以下となる日  
令和四年六月三十日  
届出年月日
- 五 令和四年六月三十日  
届出をした者
- 六 株式会社エスケーワン

（商業まちづくり課）

## 公告第163号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

令和4年7月12日

福島県知事 内堀雅雄

## 1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量 ノート型パソコン 427台
- (2) 調達をする物品等の仕様等 仕様書による。
- (3) 納入期限 令和5年2月28日（火）
- (4) 納入場所 福島県警察本部情報管理課

## 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 福島県の物品購入（修繕）競争入札参加有資格者名簿に登録されている者又は開札時まで福島県の物品購入（修繕）競争入札参加資格を取得している者であること。
- (3) 物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限の日から入札の日までの間に福島県から物品の買入れ又は修繕に係る参加資格制限を受けていないこと。
- (4) この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと同等の物品について納入実績があり、かつ、確実に納入できること。

## 3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、令和4年8月5日



(金) 午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。なお、郵送により提出する場合は、令和4年8月5日(金)午後5時まで必着とする。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県出納局入札用度課

電話024-521-7413

#### 4 契約条項を示す場所及び期間

3に掲げる場所において令和4年7月12日(火)から同年8月5日(金)まで(土曜日及び日曜日並びに同年7月18日を除く。)の午前8時30分から午後5時まで

#### 5 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、入札説明書の配布場所及び問合せ先 3に掲げる場所に同じ。なお、郵送による入札説明書の配布を希望する場合は、日本産業規格A列4番の大ききの用紙19枚が入る程度の大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで令和4年7月19日(火)午後5時までに必着で請求すること。

(2) 入札説明会の日時及び場所 令和4年7月19日(火)午前10時 福島県出納局入札用度課

(3) 入札及び開札の日時及び場所 令和4年9月5日(月)午前11時 福島県出納局入札用度課 (郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、同月2日(金)午後5時までに必着のこと。)

#### 6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 この入札に参加を希望する者は、入札金額(消費税及び地方消費税を含む。)の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

#### 7 入札に参加を希望する者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に關し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

#### 8 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

#### 9 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) 福島県政府調達苦情検討委員会からの要請等 福島県知事は、福島県政府調達苦情検討委員会(福島県政府調達苦情検討委員会設置要綱(平成8年福島県告示第320号)第1条に規定する委員会をいう。)から契約停止の要請を受けた場合は契約の執行を停止し、契約を破棄する提案が出された場合は契約を破棄することができる。

(6) その他 詳細は、入札説明書による。

#### 10 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased: Laptop Computer 427 units

(2) Time-limit of tender (by hand): 11:00 a.m., 5 September 2022

(3) Time-limit of tender (by mail): 5:00 p.m., 2 September 2022

(4) Contact point for the notice: Bid Administration Division, Treasury Bureau, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima City, Fukushima 960-8670 Japan TEL 024-521-7413

(入札用度課)